

平成24年6月20日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市暴力団の排除の推進に関する条例（素案）について	・・・・・・・・	1
----------------------------	----------	---

所管委員会	総務常任委員会
提出課	防災危機管理課

## 上越市暴力団の排除の推進に関する条例（素案）について

### 1 条例制定の基本的な考え方

#### (1) 制定の背景

安全で安心な市民生活を確保し、市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除について、基本理念を定め、市民や市の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を実施し、社会全体で暴力団の排除を推進する必要があることから市の暴力団排除条例の必要性が高まっている。

平成 23 年 8 月 1 日に新潟県暴力団排除条例が施行され、県の事務における取組や事業者に対する規制が示されるなか、県条例に規定されていない市町村の事務における取組について、市町村で条例化するよう県から要請があり、県内の市町村で暴力団排除条例の制定が進んでいる。

#### 【県内の市町村の制定状況】

区 分	市町村数	内 訳
制定済み	21	三条市、新発田市、小千谷市、十日町市、燕市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、南魚沼市、魚沼市、胎内市ほか全 10 町村
9 月議会上程予定	4	上越市、新潟市、柏崎市、五泉市
制定に向けて検討中	5	長岡市、加茂市、見附市、村上市、佐渡市

#### (2) 制定に当たっての基本的な方針

暴力団への利益供与を禁止することを目的とする。

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議やパブリックコメント制度等を通して、市民、事業者の意見を集約するとともに、条例案に反映させる。

市の取組が十分に機能するよう、関係課と十分な調整を図る。

県から示された条例のひな型をベースとする。

### 2 条例制定への取組経過

#### (1) 制定に向けた検討（平成 23 年 12 月から）

関係課と条例制定に当たっての問題点を整理するとともに、これまでの暴力団排除の取組を確認した。

警察と暴力団排除の取組について協議した。

県から示された条例のひな型をベースに、実効性の伴った条例とするため、市民の行動及び市の施策に必要な規定を加えて条例素案を作成した。

(2) 「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」への諮問

市民や関係機関等から意見聴取するため、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」への諮問を行った。

1回目：5月14日(月)

2回目：5月30日(水)

- ・委員から、「市民に対して十分な周知・啓発を実施してほしい」、「市民が暴力団排除に取り組む際に必要な支援を実施してほしい」、「相談しやすい環境を整えてほしい」などの意見があった。
- ・諮問した条例素案の各条項について、了承いただいたが、「可能な限りわかりやすい表現を用いること」との答申をいただいた。

(3) 関係団体からの意見聴取

市内の建設や食品衛生などの関連団体の役員から意見聴取を実施した。

- ・条例の制定は時代の流れであり、条例化に向けた取組を進めてほしいとの意見をいただいた。
- ・すでに、県警本部や警察署の担当から、新潟県暴力団排除条例について説明を聞くなど研修会を実施しているとのこと。

(4) 庁内検討会議の開催

市の取組が十分に機能するよう、庁内関係課との検討会議を開催した。

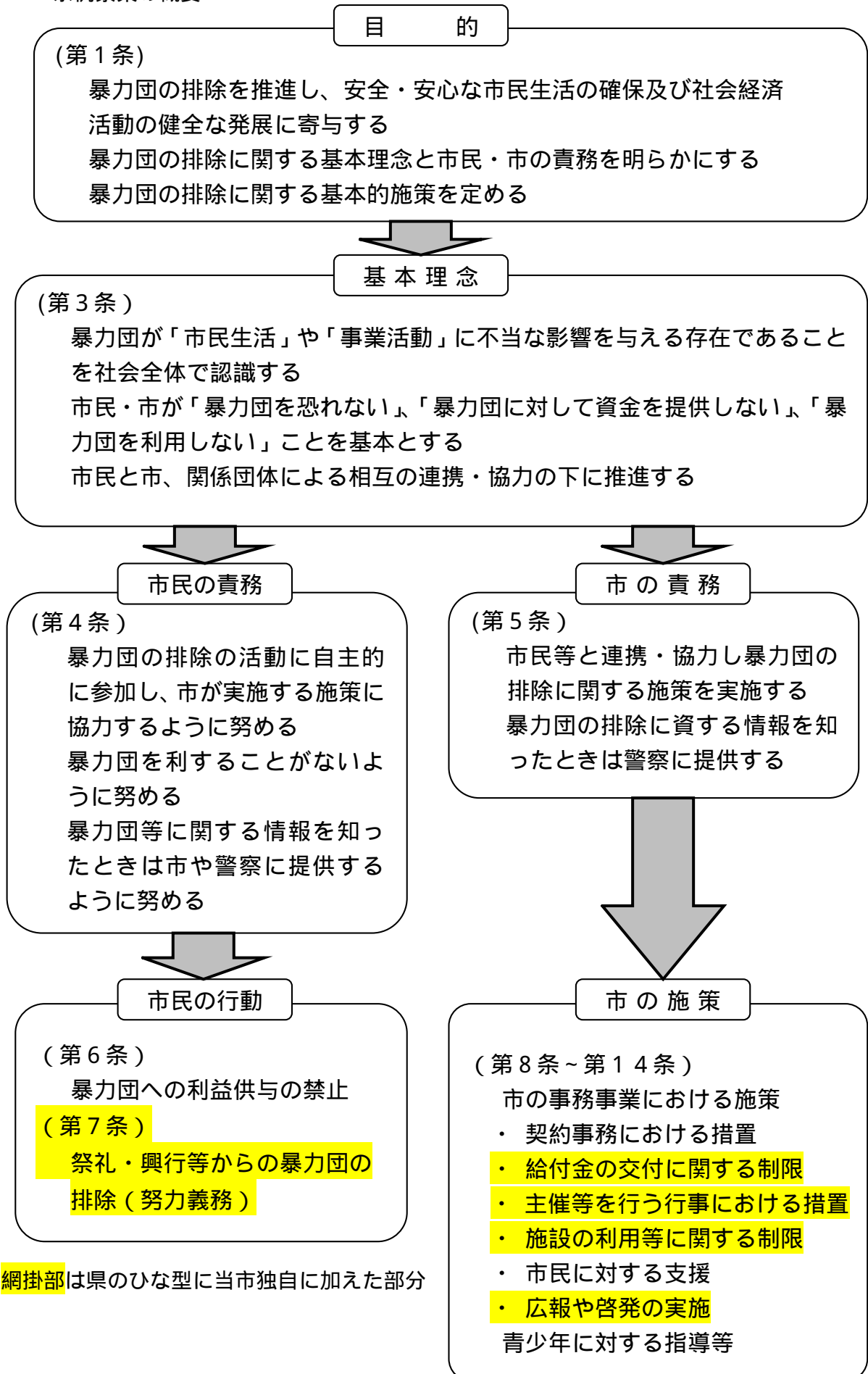
1回目：5月2日(水)

2回目：5月28日(月)

3 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容
平成24年6月26日(火)	パブリックコメントの実施(7月26日(木)まで)
9月	市議会定例会に条例(案)を上程
10月~12月	広報上越などによる市民への周知を実施 職員を対象とした研修会を実施 市の例規、申請様式等の整理
平成25年1月1日(火)	条例施行

#### 4 条例素案の概要



網掛部は県のひな型に当市独自に加えた部分

## 5 上越市暴力団の排除の推進に関する条例の素案

これまでの経過を基に、整理した上越市暴力団の排除の推進に関する条例の素案は以下のとおり。

### 上越市暴力団の排除の推進に関する条例（素案）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念並びに市民及び市の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、並びにこれにより市民生活及び市内における事業活動に対する不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

##### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内における事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市民、市、国及び他の地方公共団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

##### （市民の責務）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除を推進する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利用することとならないよう努めるものとする。

3 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を排し、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は新潟県警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、国、他の地方公共団体、法第32条の2第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民と連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、新潟県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

## 第2章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等

(暴力団員に対する利益の供与の禁止)

第6条 市民は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、利益の供与をすること。

(祭礼又は興行等からの暴力団の排除)

第7条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びそれらの運営に携わる者(以下「興行の主催者等」という。)は、当該祭礼又は行事の運営に暴力団員を関与させないよう努めるものとする。

2 興行の主催者等は、主催する行事において暴力団の排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 市による暴力団の排除に関する措置

(市の契約事務における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の業務に係る契約に関する事務の執行により暴力団を利用することのないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(市の給付金の交付に関する制限)

第9条 市は、補助金、助成金その他の相当の反対給付を受けない給付金の交付により暴力

団を利することとなると認めるときは、当該給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、給付金の交付の申請の却下又は交付の決定の取消しに伴う損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(市が主催等を行う行事における措置)

第10条 市は、市が主催し、又は共催する行事において、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が当該行事の運営に関与することがないよう、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与する行事の後援を行ってはならない。

(公の施設の管理及び利用に関する制限)

第11条 市は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に公の施設の管理を行わせてはならない。

2 他の条例に特段の定めがあるものを除き、市長等は、市が設置する公の施設の利用により暴力団を利することとなると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の承認を行わず、又は利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。

3 前項の場合において、公の施設の利用の承認の却下若しくは取消し又は利用の中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

(市民に対する支援)

第12条 市は、市民が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

#### 第4章 青少年に対する指導等

第14条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その児童生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 市民は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その

他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第5章 雑則

### (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

#### (適用区分)

2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある給付金の交付について適用する。

3 第11条(第1項を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある公の施設の利用について適用する。